

新型コロナウイルス感染症の影響による 保険税（料）の減免について

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、申請により保険税（料）の減免が受けられます。

<減免対象者>

- 1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
 - 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少（※）が見込まれる世帯の方
- 【※保険税（料）が一部減額される具体的な要件】

世帯の主たる生計維持者について

- ① 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
- ② 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
- ③ 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

注）審査にあたっては、担当職員が電話での内容確認及び資料や同意書等の追加提出依頼を行う場合がありますのでご協力をお願いします。追加資料提出にご協力いただけない場合には、調査不能につき申請却下となることもありますのでご注意ください。

<減免額>

保険税（料）の減免額は、減免対象保険税（料）額（ $A \times B / C$ ）に減免割合（D）をかけた金額です。

減免対象保険税（料）額 $(A \times B / C) \times D$

A：世帯の被保険者全員について算定した保険税（料）額

B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額

C：主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

D：世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額に応じた減免割合

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| ① 300万円以下の場合 …全額免除（10分の10） | ② 400万円以下の場合 …10分の8 |
| ③ 550万円以下の場合 …10分の6 | ④ 750万円以下の場合 …10分の4 |
| ⑤ 1,000万円以下の場合 …10分の2 | |

<減免の対象となる保険税（料）>

令和3年度分の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの納期にかかるものが対象です。

減免が決定されるまでの納付について、また減免が認められなかった場合や、減免が決定されたあとの税（料）額について納付が困難な場合は、ご相談ください。

【お問い合わせ先】

日高町役場 税務課 課税グループ 電話 01456-2-6184

日高町役場 住民生活課 保険医療グループ 電話 01456-2-6182

介護保険料

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度の収入が減少した第1号被保険者（65歳以上）の方は、申請により減免が受けられます。

<減免対象者>

- 1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った方
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入（以下「事業収入等」）の減少（※）が見込まれる方。

【※介護保険料が一部減額される具体的な要件】

- ・ 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該収入額の3割以上であること。
- ・ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

<減免額>

- ・ 減免対象者の1に該当する場合 …全額免除（10分の10）
- ・ 減免対象者の2に該当し、
 - ①前年の合計所得金額が210万円以下の場合 …全額免除（10分の10）
 - ② “ 210万円以上400万円以下の場合 …10分の8

<減免の対象となる保険料>

令和3年度分の介護保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものが対象です。

【お問い合わせ先】

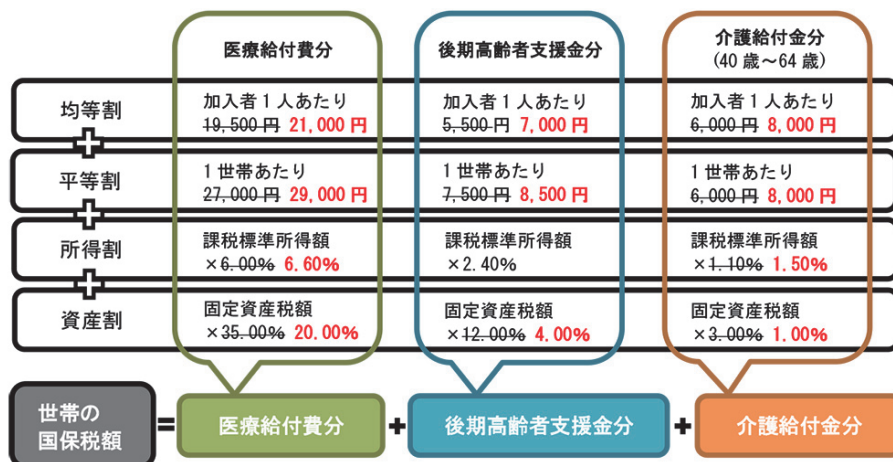
日高町役場 高齢者福祉課 高齢者福祉・介護グループ 電話 01456-2-6561

令和3年度 国民健康保険税の改正について

広報日高6月号及び7月号でお知らせしましたとおり、令和3年度より国民健康保険税（国保税）の税率が下記のとおり改正されました。国保加入者の皆様のご負担が増えることとなりますが、今後とも国保の運営にご理解、ご協力をお願いいたします。

国保税は、「医療分」、「支援分」、「介護分」の3区分で構成され、各区分の合計が国保税額となっています。これらは、国保制度の加入世帯の合計所得、固定資産税額、加入者数などを基に算出します。

令和3年度の具体的な税額については、7月中旬に発送しました国民健康保険税納税通知書にてご確認ください。



【お問い合わせ先】

日高町役場 税務課 課税グループ 電話 01456-2-6184

日高町役場 住民生活課 保険医療グループ 電話 01456-2-6182